

## 京都大学事務組織規程新旧対照表

改正前		改正後																																													
(前略)		附則 この規程は、平成27年10月1日から施行する。																																													
別表1 (第4条関係)		別表1 (第4条関係)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 <u>総長室</u> 渉外課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		部	課・室	総務部	総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 <u>総長室</u> 渉外課	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 渉外課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(同左)</td></tr> </tbody> </table>		部	課・室	総務部	総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 渉外課	(同左)																																	
部	課・室																																														
総務部	総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 <u>総長室</u> 渉外課																																														
(略)																																															
部	課・室																																														
総務部	総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 渉外課																																														
(同左)																																															
別表2 (略)		別表2 (同左)																																													
別表3 (第8条関係)		別表3 (第8条関係)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 事務組織</th> <th>2 特命事項</th> <th>3 設置組織・職</th> <th>4 必要事項を定める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(同左)</td></tr> <tr> <td>企画・情報部</td> <td>大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。</td> <td>企画課 IR推進室長</td> <td>企画・情報部企画課長</td> </tr> <tr> <td>本部構内(文系)共通事務部</td> <td>当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。</td> <td>図書担当課長</td> <td>本部構内(文系)共通事務部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(同左)</td></tr> </tbody> </table>		1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	(略)		(同左)		企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 IR推進室長	企画・情報部企画課長	本部構内(文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長	(略)		(同左)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 事務組織</th> <th>2 特命事項</th> <th>3 設置組織・職</th> <th>4 必要事項を定める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(同左)</td><td colspan="2">(同左)</td></tr> <tr> <td>企画・情報部</td> <td>大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。</td> <td>企画課 IR推進室長</td> <td>企画・情報部企画課長</td> </tr> <tr> <td>教育推進・学生支援部</td> <td>学生の厚生補導に係る事務に関し、教育推進・学生支援部長を助け、及び管理すること。</td> <td>厚生補導担当課長</td> <td>教育推進・学生支援部長</td> </tr> <tr> <td>北部構内事務部</td> <td>当該事務部が処理する別表2第3欄に掲げるセンターに係る事務のうち特定の事項の事務に関し、当該事務部長を助け、及び管理すること。</td> <td>センター担当課長</td> <td>北部構内事務部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(同左)</td></tr> </tbody> </table>		1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	(同左)		(同左)		企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 IR推進室長	企画・情報部企画課長	教育推進・学生支援部	学生の厚生補導に係る事務に関し、教育推進・学生支援部長を助け、及び管理すること。	厚生補導担当課長	教育推進・学生支援部長	北部構内事務部	当該事務部が処理する別表2第3欄に掲げるセンターに係る事務のうち特定の事項の事務に関し、当該事務部長を助け、及び管理すること。	センター担当課長	北部構内事務部長	(略)		(同左)	
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者																																												
(略)		(同左)																																													
企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 IR推進室長	企画・情報部企画課長																																												
本部構内(文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長																																												
(略)		(同左)																																													
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者																																												
(同左)		(同左)																																													
企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課 IR推進室長	企画・情報部企画課長																																												
教育推進・学生支援部	学生の厚生補導に係る事務に関し、教育推進・学生支援部長を助け、及び管理すること。	厚生補導担当課長	教育推進・学生支援部長																																												
北部構内事務部	当該事務部が処理する別表2第3欄に掲げるセンターに係る事務のうち特定の事項の事務に関し、当該事務部長を助け、及び管理すること。	センター担当課長	北部構内事務部長																																												
(略)		(同左)																																													
別表4 (略)		別表4 (同左)																																													